



県章

滋賀県公報

令和2年(2020年)
11月6日
第155号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 告 示

- ※滋賀県狩猟税納税証紙の売りさばき人の指定の一部改正(税政課) 1
- 滋賀県立琵琶湖博物館観覧料の徴収事務の委託(環境政策課) 2
- 滋賀県立琵琶湖博物館駐車場使用料の徴収事務の委託(環境政策課) 2
- 滋賀県立琵琶湖博物館物品売払代金の徴収事務の委託(環境政策課) 2
- 保安林の指定施業要件の変更(森林保全課) 2
- 社会福祉士及び介護福祉士法による登録喀痰吸引等事業者の登録(医療福祉推進課) 3
- 内水面における第5種共同漁業の免許を受けた者の定めた遊漁規則の変更の認可(水産課) 4
- 土砂災害警戒区域の指定(砂防課) 4

○ 公 告

- 県営土地改良事業に係る換地計画決定公告(耕地課) 5
- 市街地再開発組合の事業計画の変更の認可公告(都市計画課) 6
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(住宅課) 6
- 一般競争入札の公告(教育総務課) 6

○ 健康福祉事務所告示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(湖東) 15
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(東近江) 15
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定(湖東) 15
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(南部) 16

○ 農業農村振興事務所公告

- 土地改良区管理規程変更認可公告(東近江) 16

告 示

滋賀県告示第429号

昭和40年滋賀県告示第359号(滋賀県狩猟税納税証紙の売りさばき人の指定)の一部を次のように改正する。

令和2年11月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

表中

山本義昭	野洲市富波乙 641番地	同	野洲市の区域
小辻敏夫	甲賀市水口町 貴生川1-72	同	湖南市、甲賀市(旧甲賀郡甲南町 および信楽町の区域を除く。)の 区域

を

山本義昭	野洲市富波乙 641番地	同	野洲市の区域	に
------	-----------------	---	--------	---

改める。

付 則

この告示は、令和2年11月6日から施行する。

滋賀県告示第430号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、滋賀県立琵琶湖博物館観覧料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和2年11月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 委託の相手方 株式会社ワン・ワールド 京都府京都市下京区綾小路通柳馬場東入る塩屋町60-2ブロックMビル
- 2 委託事務の内容 滋賀県立琵琶湖博物館観覧料の徴収事務
- 3 委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示第431号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、滋賀県立琵琶湖博物館観覧料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和2年11月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 委託の相手方 近江鉄道ゆうグループ 代表者 西部造園株式会社 東京都豊島区南池袋1-16-15
- 2 委託事務の内容 滋賀県立琵琶湖博物館観覧料の徴収事務
- 3 委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示第432号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、滋賀県立琵琶湖博物館駐車場使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和2年11月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 委託の相手方 株式会社テクノス総合メンテナンスサービス 草津市若竹町8番38号
- 2 委託事務の内容 滋賀県立琵琶湖博物館駐車場使用料の徴収事務
- 3 委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示第433号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、滋賀県立琵琶湖博物館物品売払代金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和2年11月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 委託の相手方 ミュージアムショップおいでや 代表 森薫 湖南市吉永181-6
- 2 委託事務の内容 滋賀県立琵琶湖博物館物品売払代金の徴収事務
- 3 委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金、クレジットカード、交通系電子マネー、流通系電子マネー等の方法で徴収する。

滋賀県告示第434号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。
令和2年11月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 湖南市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 名所および旧跡の風致の保存
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および湖南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第435号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の規定に基づき、登録喀痰吸引等事業者として、次の者を登録した。

令和2年11月6日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称および代表者名	主たる事務所の所在地	実施する ^{かくたん} 喀痰吸引等業務	登録年月日	登録番号
グループホームクリーム膳所	大津市西の庄12-21	医療法人緑成会 理事長 中山厚彦	大津市大石淀三丁目8番23号	口腔内の ^{かくたん} 喀痰吸引 鼻腔内の ^{かくたん} 喀痰吸引 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養	令和2.10.28	251126016
グループホームクリーム鹿跳	大津市大石東六丁目1-11	医療法人緑成会 理事長 中山厚彦	大津市大石淀三丁目8番23号	口腔内の ^{かくたん} 喀痰吸引 鼻腔内の ^{かくたん} 喀痰吸引 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養	令和2.10.28	251126109
小規模多機能型居宅介護グリーングラス	大津市大石東六丁目1-11	医療法人緑成会 理事長 中山厚彦	大津市大石淀三丁目8番23号	口腔内の ^{かくたん} 喀痰吸引 鼻腔内の ^{かくたん} 喀痰吸引 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養	令和2.10.28	251126110

滋賀県告示第436号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定に基づき、内水面における第5種共同漁業の免許を受けた者の定めた遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和2年11月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

丹生川漁業協同組合遊漁規則

- 1 漁業権者の名称および住所 丹生川漁業協同組合 長浜市余呉町上丹生2556番地
- 2 漁業権の免許番号 内共第14号
- 3 変更認可の内容

内共第14号第五種共同漁業権遊漁規則別表2を次のように改める。

禁止漁具・漁法	
1.	水中に電流を通じてする漁法。
2.	てこはね(岩石の転動)瀬干し漁法。
3.	火光その他の照明を利用してする漁法。
4.	かわびき(ころびき)漁法。
5.	有毒・有害物を使用してする漁法。
6.	発射装置を有する、もり・やす等による漁法。
7.	アクアラングを使用する漁法。
8.	さつ河魚類の通路を遮断してする漁法。
9.	透明性のもんどり(びんずけ)。
10.	定置漁業類似の漁法。
11.	あゆを対象にしたルアーを用いた漁法。

- 4 施行日 令和2年10月30日
-

滋賀県告示第437号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定に基づき、内水面における第5種共同漁業の免許を受けた者の定めた遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和2年11月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

余呉湖漁業協同組合遊漁規則

- 1 漁業権者の名称および住所 余呉湖漁業協同組合 長浜市余呉町川並2380-1
- 2 漁業権の免許番号 内共第15号
- 3 変更認可の内容

内共第15号第五種共同漁業権遊漁規則別表第4号を次のように改める。

遊漁料	わかさぎ	日券	1,600円
	鯉・鮒・もろこ・うなぎ	日券	1,300円
	(当日に限り)		
	年間券	5,000円	
	(鯉・鮒に限る)		

- 4 施行日 令和2年11月1日
-

滋賀県告示第438号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年11月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

仰木(1) 1025	大津市仰木二丁目	次の図のとおり	地すべり
仰木(2) 1026	大津市仰木二丁目	次の図のとおり	地すべり
仰木(3) 1027	大津市仰木二丁目・三丁目	次の図のとおり	地すべり
仰木(4) 1028	大津市仰木二丁目・三丁目	次の図のとおり	地すべり
仰木(5) 1029	大津市仰木二丁目・三丁目	次の図のとおり	地すべり
仰木(6) 1030	大津市仰木二丁目	次の図のとおり	地すべり
仰木(7) 1031	大津市仰木二丁目	次の図のとおり	地すべり
仰木(8) 1032	大津市仰木二丁目	次の図のとおり	地すべり
雄琴(1) 1033	大津市雄琴二丁目	次の図のとおり	地すべり
雄琴(2) 1034	大津市雄琴二丁目	次の図のとおり	地すべり
雄琴(3) 1035	大津市雄琴二丁目	次の図のとおり	地すべり
雄琴(4) 1036	大津市雄琴一丁目・二丁目・六丁目	次の図のとおり	地すべり
雄琴(5) 1037	大津市雄琴一丁目・六丁目	次の図のとおり	地すべり
雄琴・苗鹿 1038	大津市雄琴一丁目・六丁目、苗鹿二丁目	次の図のとおり	地すべり
苗鹿(1) 1039	大津市苗鹿二丁目	次の図のとおり	地すべり
苗鹿(2) 1040	大津市苗鹿二丁目	次の図のとおり	地すべり
苗鹿(3) 1041	大津市苗鹿二丁目	次の図のとおり	地すべり
苗鹿(4) 1042	大津市苗鹿一丁目	次の図のとおり	地すべり
苗鹿・千野 1043	大津市苗鹿二丁目、千野二丁目	次の図のとおり	地すべり
千野(1) 1044	大津市千野二丁目	次の図のとおり	地すべり
千野(2) 1045	大津市千野二丁目	次の図のとおり	地すべり
千野(3) 1046	大津市千野一丁目・二丁目	次の図のとおり	地すべり
日吉台・千野(1) 1047	大津市日吉台二丁目・三丁目、千野三丁目	次の図のとおり	地すべり
日吉台・千野(2) 1048	大津市日吉台三丁目、千野三丁目	次の図のとおり	地すべり
日吉台・千野(3) 1049	大津市日吉台四丁目、千野三丁目	次の図のとおり	地すべり
日吉台・千野(4) 1050	大津市日吉台四丁目、千野三丁目	次の図のとおり	地すべり
坂本・千野 1051	大津市坂本八丁目、千野三丁目	次の図のとおり	地すべり
日吉台・坂本(1) 1052	大津市日吉台二丁目・三丁目、坂本八丁目	次の図のとおり	地すべり
日吉台・坂本(2) 1053	大津市日吉台二丁目、坂本八丁目	次の図のとおり	地すべり
日吉台・坂本(3) 1054	大津市日吉台二丁目、坂本八丁目	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県大津土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

県営土地改良事業に係る換地計画決定公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営甲西南部1地区土地改良事業の施行に伴う(針工区)換地計画を令和2年10月27日に定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和2年11月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 縦覧に供する書類 県営甲西南部1地区(針工区)換地計画書の写し
- 縦覧場所 滋賀県甲賀農業農村振興事務所田園振興課および湖南市建設経済部農林保全課
- 縦覧期間 令和2年11月6日から令和2年12月7日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和2年12月22日までに審査請求をすることができる。

市街地再開発組合の事業計画の変更の認可公告

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第38条第1項の規定により、守山銀座ビル市街地再開発組合の事業計画の変更を認可した。

令和2年11月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 組合の名称 守山銀座ビル市街地再開発組合
- 事業施行期間 平成28年12月から令和3年3月まで
- 施行地区 守山市守山一丁目の一部
(施行地区に含まれる地域の名称)
守山市守山一丁目字南平870番の一部、870番1、870番2、870番4、870番5、870番6、870番7、870番8、870番9、870番10、870番11、870番12、870番13、870番14、870番15、870番16、870番17、870番18、870番19、870番20、870番21、870番22および870番34
- 事務所の所在地 守山市守山一丁目6番13号
- 設立認可の年月日 平成28年12月5日
- 事業計画の変更の内容 資金計画の変更
- 事業計画の変更認可の年月日 令和2年11月6日

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和2年11月6日

滋賀県知事 三日月 大造

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
蒲生郡竜王町綾戸1041 特定非営利活動法人りゅうおう 理事長 坂口直司	蒲生郡竜王町大字綾戸1038番、1039番、1040番2、1042番2、1044番2	770.06㎡	令和2.10.30	6552

一般競争入札の公告

滋賀県立学校LED照明器具賃貸借(その1(滋賀県立膳所高等学校ほか5校))契約について、次のとおり特定調達に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和2年11月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 入札に付する事項
 - 借入物品名および数量 滋賀県立学校LED照明器具(取付および既設照明の撤去処分を含む。)一式
 - 借入物品の特質等 入札説明書による。
 - 借入期間 令和3年4月1日(木)から令和13年3月31日(月)まで
 - 設置工事期間 契約締結日の翌日から令和3年3月31日(水)まで
 - 設置場所 入札説明書による。
- 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和2年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次の営業種目で登録されている者であること。

営業種目 大分類:物品 中分類:家電・通信・冷暖房機器等

営業種目 大分類:役務 中分類:リース・レンタル

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがあるので注意すること。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- (5) 入札予定物品の規格確認を受けた者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 入札予定物品規格確認申請書および入札予定物品の規格等詳細を確認できる資料(カタログ等)
- (2) 提出期限 令和2年12月8日(火)正午到着分まで(持参または書留郵便による郵送に限る。)
- (3) 提出場所 滋賀県教育委員会事務局教育総務課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館4階

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等の提出場所および問合せ先 滋賀県教育委員会事務局教育総務課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館4階 電話 077-528-4516 電子メールアドレス ma0006@pref.shiga.lg.jp
- (2) 契約条項を示す期間 令和2年11月6日(金)から令和2年12月17日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで(令和2年12月17日(木)は正午まで)
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所において交付する。また、電子メールによる交付も可能とする。この場合、(1)の電子メールアドレス宛てに、メール表題を「滋賀県立学校LED照明器具賃貸借(その1(滋賀県立膳所高等学校ほか5校))契約入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号ならびにメールアドレス(以下「送付先アドレス」という。)を記載した電子メール(以下「請求メール」という。)を送信すること。本県において請求メールを受信した後、送付先アドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、郵送による交付は、行わない。
- (4) 入札説明会の日時および場所 開催しない。ただし、現場視認は可能とするが、その場合は、土曜日、日曜日および祝日を除く9時から16時30分までの間で各学校に事前連絡し、日時等を調整すること。

(5) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを使用し、(6)の入札書受領期限までに入札すること。

イ 持参による場合 紙の入札書を(6)の入札書受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。

ウ 郵送による場合 紙の入札書を(6)の入札書受領期限までに(1)に示す場所に必着させること(書留郵便に限る。)

(6) 入札書の受領期限 令和2年12月17日(木)正午

(7) 開札の日時および場所 令和2年12月17日(木)13時 滋賀県教育委員会事務局教育総務課(大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館4階)

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
- (2) 入札金額は、総賃貸借料(120月分)を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をも

って落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請等を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件

(1) 前金払 行わない。

(2) 部分払 行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 入札参加者に要求される事項 入札参加者は、封印した入札書を4(6)に示す受領期限までに提出しなければならない。

(2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。

(3) 開札の結果、入札参加者またはその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札参加者またはその代理人の全てが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては速やかに別に定める日時において入札をする。

(4) (3)において、別に定める日時に再度の入札を行う場合にその入札に参加できる者は、当初の入札に参加した入札参加者またはその代理人に限るものとする。

(5) 無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(6) 入札参加者は、落札者の決定までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。

(7) 落札者は、落札決定の日以後7日以内(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(8) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

(9) 賃貸借終了後、設置した照明等については、滋賀県に対し無償で譲渡するものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be rented: Lighting equipment, installation and disposal of existing lights included, 1 set

(2) Deadline for tender: 12:00, December 17, 2020

(3) For further information, contact: General Education Division, Education Bureau, Shiga Prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-4516

一般競争入札の公告

滋賀県立学校LED照明器具賃貸借(その2(滋賀県立堅田高等学校ほか4校))契約について、次のとおり特定調達に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和2年11月6日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品名および数量 滋賀県立学校LED照明器具(取付および既設照明の撤去処分を含む。) 一式
 - (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。
 - (3) 借入期間 令和3年4月1日(木)から令和13年3月31日(月)まで
 - (4) 設置工事期間 契約締結日の翌日から令和3年3月31日(水)まで
 - (5) 設置場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
 - (4) 入札参加者に必要な資格等(令和2年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次の営業種目で登録されている者であること。
営業種目 大分類:物品 中分類:家電・通信・冷暖房機器等
営業種目 大分類:役務 中分類:リース・レンタル
なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがあるので注意すること。
滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314
- (5) 入札予定物品の規格確認を受けた者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- (1) 必要とする書類 入札予定物品規格確認申請書および入札予定物品の規格等詳細を確認できる資料(カタログ等)
 - (2) 提出期限 令和2年12月8日(火)正午到着分まで(持参または書留郵便による郵送に限る。)
 - (3) 提出場所 滋賀県教育委員会事務局教育総務課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館4階
- 4 入札執行の日時、場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等の提出場所および問合せ先 滋賀県教育委員会事務局教育総務課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館4階 電話 077-528-4516 電子メールアドレス ma0006@pref.shiga.lg.jp
 - (2) 契約条項を示す期間 令和2年11月6日(金)から令和2年12月17日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで(令和2年12月17日(木)は正午まで)
 - (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所において交付する。また、電子メールによる交付も可能とする。この場合、(1)の電子メールアドレス宛てに、メール表題を「滋賀県立学校LED照明器具賃貸借(その2(滋賀県立堅田高等学校ほか4校))契約入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号ならびにメールアドレス(以下「送付先アドレス」という。)を記載した電子メール(以下「請求メール」という。)を送信すること。本県において請求メールを受信した後、送付先アドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、郵送による交付は、行わない。
 - (4) 入札説明会の日時および場所 開催しない。ただし、現場視認は可能とするが、その場合は、土曜日、日曜日および祝日を除く9時から16時30分までの間で各学校に事前連絡し、日時等を調整すること。
 - (5) 入札書の提出方法
ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを使用し、(6)の入札書受領期限までに入札すること。
イ 持参による場合 紙の入札書を(6)の入札書受領期限まで(1)に示す場所に持参すること。
ウ 郵送による場合 紙の入札書を(6)の入札書受領期限まで(1)に示す場所に必着させること(書留郵便に限る。)
 - (6) 入札書の受領期限 令和2年12月17日(木)正午
 - (7) 開札の日時および場所 令和2年12月17日(木)14時 滋賀県教育委員会事務局教育総務課(大津市京町四丁目

1番1号 滋賀県庁新館4階)

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
- (2) 入札金額は、総賃貸借料(120月分)を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請等を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件

- (1) 前金払 行わない。
- (2) 部分払 行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

- (1) 入札参加者に要求される事項 入札参加者は、封印した入札書を4(6)に示す受領期限までに提出しなければならない。
- (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。
- (3) 開札の結果、入札参加者またはその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札参加者またはその代理人の全てが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては速やかに別に定める日時において入札をする。
- (4) (3)において、別に定める日時に再度の入札を行う場合にその入札に参加できる者は、当初の入札に参加した入札参加者またはその代理人に限るものとする。
- (5) 無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (6) 入札参加者は、落札者の決定までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。
- (7) 落札者は、落札決定の日以後7日以内(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (8) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (9) 賃貸借終了後、設置した照明等については、滋賀県に対し無償で譲渡するものとする。
- (10) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be rented : Lighting equipment, installation and disposal of existing lights included, 1 set
- (2) Deadline for tender : 12 : 00, December 17, 2020
- (3) For further information, contact : General Education Division, Education Bureau, Shiga Prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-4516

一般競争入札の公告

滋賀県立学校LED照明器具賃貸借(その3(滋賀県立東大津高等学校ほか4校))契約について、次のとおり特定調達に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和2年11月6日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品名および数量 滋賀県立学校LED照明器具(取付および既設照明の撤去処分を含む。) 一式
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 令和3年4月1日(木)から令和13年3月31日(月)まで
- (4) 設置工事期間 契約締結日の翌日から令和3年3月31日(水)まで
- (5) 設置場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和2年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次の営業種目で登録されている者であること。

営業種目 大分類:物品 中分類:家電・通信・冷暖房機器等

営業種目 大分類:役務 中分類:リース・レンタル

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがあるので注意すること。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- (5) 入札予定物品の規格確認を受けた者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 入札予定物品規格確認申請書および入札予定物品の規格等詳細を確認できる資料(カタログ等)
- (2) 提出期限 令和2年12月8日(火)正午到着分まで(持参または書留郵便による郵送に限る。)
- (3) 提出場所 滋賀県教育委員会事務局教育総務課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館4階

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等の提出場所および問合せ先 滋賀県教育委員会事務局教育総務課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館4階 電話 077-528-4516 電子メールアドレス ma0006@pref.shiga.lg.jp
- (2) 契約条項を示す期間 令和2年11月6日(金)から令和2年12月17日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで(令和2年12月17日(木)は正午まで)
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所において交付する。また、電子メールによる交付も可能とする。この場合、(1)の電子メールアドレス宛てに、メール表題を「滋賀県立学校LED照明器具賃貸借(その3(滋賀県立東大津高等学校ほか4校))契約入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号ならびにメールアドレス(以下「送付先アドレス」という。)を記載した電子メール(以下「請求メール」という。)を送信すること。本県において請求メールを受信した後、送付先アドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、郵送による交付は、行わない。
- (4) 入札説明会の日時および場所 開催しない。ただし、現場視認は可能とするが、その場合は、土曜日、日曜日および祝日を除く9時から16時30分までの間で各学校に事前連絡し、日時等を調整すること。
- (5) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを使用し、(6)の入札書受領期限までに入札するこ

と。

イ 持参による場合 紙の入札書を(6)の入札書受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。

ウ 郵送による場合 紙の入札書を(6)の入札書受領期限までに(1)に示す場所に必着させること(書留郵便に限る。)

(6) 入札書の受領期限 令和2年12月17日(木)正午

(7) 開札の日時および場所 令和2年12月17日(木)15時 滋賀県教育委員会事務局教育総務課(大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館4階)

5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

(2) 入札金額は、総賃貸借料(120月分)を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請等を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件

(1) 前金払 行わない。

(2) 部分払 行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 入札参加者に要求される事項 入札参加者は、封印した入札書を4(6)に示す受領期限までに提出しなければならない。

(2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。

(3) 開札の結果、入札参加者またはその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札参加者またはその代理人の全てが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては速やかに別に定める日時において入札をする。

(4) (3)において、別に定める日時に再度の入札を行う場合にその入札に参加できる者は、当初の入札に参加した入札参加者またはその代理人に限るものとする。

(5) 無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(6) 入札参加者は、落札者の決定までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。

(7) 落札者は、落札決定の日以後7日以内(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(8) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

(9) 賃貸借終了後、設置した照明等については、滋賀県に対し無償で譲渡するものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be rented: Lighting equipment, installation and disposal of

existing lights included, 1 set

(2) Deadline for tender : 12 : 00, December 17, 2020

(3) For further information, contact : General Education Division, Education Bureau, Shiga Prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-4516

一般競争入札の公告

滋賀県立学校LED照明器具賃貸借(その4(滋賀県立彦根東高等学校ほか4校))契約について、次のとおり特定調達に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和2年11月6日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品名および数量 滋賀県立学校LED照明器具(取付および既設照明の撤去処分を含む。) 一式
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 令和3年4月1日(木)から令和13年3月31日(月)まで
- (4) 設置工事期間 契約締結日の翌日から令和3年3月31日(水)まで
- (5) 設置場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和2年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次の営業種目で登録されている者であること。

営業種目 大分類:物品 中分類:家電・通信・冷暖房機器等

営業種目 大分類:役務 中分類:リース・レンタル

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがあるので注意すること。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- (5) 入札予定物品の規格確認を受けた者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 入札予定物品規格確認申請書および入札予定物品の規格等詳細を確認できる資料(カタログ等)
- (2) 提出期限 令和2年12月8日(火)正午到着分まで(持参または書留郵便による郵送に限る。)
- (3) 提出場所 滋賀県教育委員会事務局教育総務課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館4階

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等の提出場所および問合せ先 滋賀県教育委員会事務局教育総務課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館4階 電話 077-528-4516 電子メールアドレス ma0006@pref.shiga.lg.jp
- (2) 契約条項を示す期間 令和2年11月6日(金)から令和2年12月17日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで(令和2年12月17日(木)は正午まで)
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所において交付する。また、電子メールによる交付も可能とする。この場合、(1)の電子メールアドレス宛てに、メール表題を「滋賀県立学校LED照明器具賃貸借(その4(滋賀県立彦根東高等学校ほか4校))契約入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号ならびにメールアドレス(以下「送付先アドレス」という。)を記載し

た電子メール(以下「請求メール」という。)を送信すること。本県において請求メールを受信した後、送付先アドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、郵送による交付は、行わない。

(4) 入札説明会の日時および場所 開催しない。ただし、現場視認は可能とするが、その場合は、土曜日、日曜日および祝日を除く9時から16時30分までの間で各学校に事前連絡し、日時等を調整すること。

(5) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを使用し、(6)の入札書受領期限までに入札すること。

イ 持参による場合 紙の入札書を(6)の入札書受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。

ウ 郵送による場合 紙の入札書を(6)の入札書受領期限までに(1)に示す場所に必着させること(書留郵便に限る。)

(6) 入札書の受領期限 令和2年12月17日(木)正午

(7) 開札の日時および場所 令和2年12月17日(木)16時 滋賀県教育委員会事務局教育総務課(大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館4階)

5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

(2) 入札金額は、総賃貸借料(120月分)を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請等を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件

(1) 前金払 行わない。

(2) 部分払 行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 入札参加者に要求される事項 入札参加者は、封印した入札書を4(6)に示す受領期限までに提出しなければならない。

(2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。

(3) 開札の結果、入札参加者またはその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札参加者またはその代理人の全てが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては速やかに別に定める日時において入札をする。

(4) (3)において、別に定める日時に再度の入札を行う場合にその入札に参加できる者は、当初の入札に参加した入札参加者またはその代理人に限るものとする。

(5) 無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(6) 入札参加者は、落札者の決定までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。

(7) 落札者は、落札決定の日以後7日以内(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(8) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達

苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

- (9) 賃貸借終了後、設置した照明等については、滋賀県に対し無償で譲渡するものとする。
- (10) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be rented : Lighting equipment, installation and disposal of existing lights included, 1 set
- (2) Deadline for tender : 12 : 00, December 17, 2020
- (3) For further information, contact : General Education Division, Education Bureau, Shiga Prefectural Government, 4 - 1 - 1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-4516

健康福祉事務所告示

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第15号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。
令和2年11月6日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 小林靖英

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
シンシア彦根	彦根市高宮町2426-1	株式会社グローバル総合研究所 代表取締役 鷲見好厚	愛知県名古屋市千種区内山三丁目10番17号今池セントラルビル5階	通所介護	令和2.11.1	2570201547

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第19号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和2年11月6日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 寺尾敦史

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
ゆりかごネットデイサービスセンター	東近江市昭和町1095番地1	特定非営利活動法人ゆりかごネット 理事長 灰谷羊一	東近江市昭和町1095番地1	通所介護	2570500187	令和2.10.31

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第16号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和2年11月6日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 小林靖英

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
--------	---------	-----------------	------------	---------	-------	-----------

		たは開設者の氏名				
シンシア彦根	彦根市高宮町 2426-1	株式会社グローバル 総合研究所 代表取締役 鷲見好厚	愛知県名古屋 市千種区内山 三丁目10番17 号今池セント ラルビル5階	短期入所生 活介護 介護予防短 期入所生活 介護	令和2.11.1	2570201547

滋賀県南部健康福祉事務所告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和2年11月6日

滋賀県南部健康福祉事務所長 荒木 勇 雄

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ヘルパーステーションくじら	草津市木川町 922番50号	株式会社ソレイユ	草津市木川町 922番50号	居宅介護 重度訪問介護	令和2.11.1	2510600758

農業農村振興事務所公告

土地改良区管理規程変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第3項の規定により、日野川流域土地改良区の別所頭首工管理規程、必佐頭首工管理規程、蒲生頭首工管理規程、蓮花寺頭首工管理規程、名神日野川頭首工管理規程、小井口頭首工管理規程、鎌掛頭首工管理規程、鳥居平頭首工管理規程および原頭首工管理規程の変更は、令和2年5月1日に認可した。

令和2年11月6日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 山本 孝 司

- 1 別所頭首工管理規程の概要
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - 第3章 点検及び整備に関する事項
 - 第4章 緊急事態における措置に関する事項
 - 第5章 雑則
- 2 必佐頭首工管理規程の概要
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - 第3章 点検及び整備に関する事項
 - 第4章 緊急事態における措置に関する事項
 - 第5章 雑則
- 3 蒲生頭首工管理規程の概要
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - 第3章 点検及び整備に関する事項
 - 第4章 緊急事態における措置に関する事項
 - 第5章 雑則
- 4 蓮花寺頭首工管理規程の概要
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - 第3章 点検及び整備に関する事項
 - 第4章 緊急事態における措置に関する事項

- 第5章 雑則
- 5 名神日野川頭首工管理規程の概要
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - 第3章 点検及び整備に関する事項
 - 第4章 緊急事態における措置に関する事項
 - 第5章 雑則
- 6 小井口頭首工管理規程の概要
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - 第3章 点検及び整備に関する事項
 - 第4章 緊急事態における措置に関する事項
 - 第5章 雑則
- 7 鎌掛頭首工管理規程の概要
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - 第3章 点検及び整備に関する事項
 - 第4章 緊急事態における措置に関する事項
 - 第5章 雑則
- 8 鳥居平頭首工管理規程の概要
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - 第3章 点検及び整備に関する事項
 - 第4章 緊急事態における措置に関する事項
 - 第5章 雑則
- 9 原頭首工管理規程の概要
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - 第3章 点検及び整備に関する事項
 - 第4章 緊急事態における措置に関する事項
 - 第5章 雑則

